

令和8年度実証実験支援事業業務委託 業務説明資料

1 委託業務名

令和8年度実証実験支援事業業務委託

2 履行場所

横浜市内 等

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 事業の目的

先進的な技術を活用したスタートアップ・企業等の実証実験への助言や実証フィールドの調整、試作品等の開発や協業先・トライアル導入先に関するマッチング等を支援することで、円滑かつ効果的な実証実験の実施によりスタートアップやビジネスの成長につなげることを目的とする。

5 業務価格

23,000,000円（税込）を上限とする。

6 業務内容

（1）概要

受託者は、スタートアップ・企業等による実証実験の相談等を受け付け、専門的知見を活かし助言や情報提供を行う。

スタートアップ・企業から提出された実証実験計画の内容を精査し、以下のア、イの実証実施支援に該当する見込みがある場合は、それぞれの実証支援に繋げるよう検証・助言などを行う。実証を行う条件が整った計画について、委託者が行う公募・審査を補助し、採択された案件の伴走支援を行う。

なお、本業務は「横浜実証ワンストップセンター設置運営要綱」に基づいて行うものとする。

ア テック系スタートアップ実証実験等支援助成（以下「テック系SU実証支援」という。）

先進的かつ独自の技術を強みとした製品・サービスを開発し、イノベーションや新たなビジネスモデルの構築、新たな市場の開拓を行い、急成長を目指すテック系スタートアップが、技術的な実現性や市場ニーズとの合致性を確認し、次の成長ステージにつなげるための実証実験に必要な経費の助成を行う。

※「横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金」の概要については、別添資料を参照すること。

イ 戰略的な実証実験支援（以下「戦略的実証支援」という。）

横浜市内のフィールドを活用し、戦略的なテーマによる実証実験を支援することで中長期的に実現可能な技術によるビジネス創出および、横浜を「実証実験都市」としてプレゼンスするような社会的インパクトのある実証実験を行うことで新たな実証実験の誘因する。

(2)受付・相談

受託者は、スタートアップ・企業等による新技術を活用した実証実験の相談等を随時受け付け、専門的知見を活かし助言や情報提供を行うこと。海外企業については通訳・翻訳業務なども行う。

一方でビジネスプランや技術の習熟度に課題があるものについて、改善の余地がある場合は助言をしつつ、状況に応じて TECH HUB YOKOHAMA や公益財団法人横浜企業経営支援財団「IDEC 横浜」など(6)ウに記載の連携先を参考にして、必要な支援につなぐ。

(3)事前相談

テック系 SU 実証支援、戦略的実証支援の実証支援に該当する見込みがある実証実験計画は、以下の例示をはじめとする支援を委託者と連携して行い、公募の条件を満たし、実証実験が実施できるようブラッシュアップする。

＜支援内容＞

- ア 連携・協業先・トライアル導入先、試作品等の開発の支援先などの提案及び、スタートアップ・企業の意向を踏まえたマッチング
- イ 実証実験等の実証フィールドの調整、関係機関との調整、諸手続きのサポート
- ウ 実証実験等を円滑に進めるための情報提供、助言、ネットワーキング等
- エ その他、スタートアップ・企業が実証実験等を進める上で生じる課題に対する対応
- オ 実証実験場所は、原則として横浜市内とすること。
- カ 受託者の持つネットワークを活用して、実証実験フィールドの提供や、スタートアップ・企業との協業に繋がる可能性がある企業や団体等について、委託者へ提案を行い、当該企業等と委託者との協議の場面を調整する。

(4)審査等補助業務

応募者の実証実験計画に対して、ブラッシュアップ支援及び、必要な助言等を行う。

本市による審査に向けて、応募者の持つ技術の先進性や、優位性、ビジネスプランの成長性等について調査し、委託者に報告する。なお、活用可能な専門的な知見を有する人材については、事前に委託者に提示すること。

テック系 SU 実証支援については最大 2 回、戦略的実証支援については 4 回の審査会を想定している。

(5)実証実験等の伴走支援

ア 実証実験等の実施支援

委託者による審査を経て採択された採択者が作成した実証実験計画をもとに、個別の支援計画（支援者として配置する人材、支援内容等）を作成し、支援開始前に委託者に提示する。支援計画に基づいて実証実験の進捗を全体的に管理し、必要に応じて引き続き(3)の＜支援内容＞を委託者と連携して行うこと。

イ 法令遵守・安全管理の助言・指導

(ア) 実証実験の実施にあたり、採択者が関係法令を遵守し、必要な許認可などの手続きを行えるよう支援する。

(イ) 実証実験等の実施にあたり、諸事故や第三者への損害が生じないよう、採択者が安全管理の対応を行えるよう支援する。

(ウ) 諸事故や第三者への損害が生じた場合に備えて、採択者が予め損害賠償保険に加入するなど必要な措置を講じておくように助言・指導する。

ウ 定期的なメンタリング

(ア) 採択者に対して、原則月1～2回程度の定期的なメンタリングを実施する。メンタリングでは、実証実験の進捗状況の確認、実証実験実施に向けた課題の抽出・対応策の提案等を行い、実証実験等が計画上の期限までに完了できるように支援する。

(イ) 実証実験等の成果が、採択者の持つサービスや製品の事業化や、企業としての成長に資するものとなるための助言等の支援を行う。また、規制緩和等に留意し、事業に応じて調査・検討を行い、助言する。

(ウ) メンターとして配置する人材やメンタリングの頻度、メンタリングの内容などについては採択者や、実証実験等実施計画の内容にあわせて調整すること。

(エ) メンタリングの方法は採択者と調整し対面して対話するほかに、オンライン面談など効率的な方法をとることを可とする。ただし、実証実験等の実施期間全体を通じて、一度も採択者と対面またはオンライン面談などによる対話を行わず、電子メールのやりとりだけで済ませることは原則として認められない。

エ 効果検証の支援

(ア) 実証実験等実施にあたり、採択者のKPI・KGI、効果検証項目等の設定について助言等を行うなど、適切な効果検証を行えるよう支援すること。

(イ) 採択者が、投資家や事業パートナーへの説明等に活用できるよう、客観的かつ公正な効果検証となるよう支援すること。

オ 実施報告書の作成支援等

(ア) 実証実験等終了後、採択者ごとの、実施内容、効果検証及び検証結果等に関する実施報告書を作成すること。

(イ) 実施報告書には実証実験等の内容から効果検証結果、実証実験の結果が採択者のビジネスモデルの伸張にどのような効果があったかなどを記載すること。

(ウ) 実証実験等助成金要綱に定める実績報告書等の様式を採択者に作成させること。様式は契約締結後に委託者から提示する。

なお、戦略的実証支援については、連携・協業先やトライアル導入先の提案、試作品開発に必要な支援先の提案など、事業化に向けた情報提供、さらに事業化に必要な調査・検討を行った上での適切な助言を通じて、ビジネス化への支援をする。

＜想定件数＞

事前相談件数：35件（テック系SU実証支援：25件、戦略的実証支援：10件の場合）

支援名	事前相談	公募件数	書類審査	プレゼン審査	採択件数
テック系SU実証支援	25件	25件	25件	12件	6件
戦略的実証支援	10件	10件	10件	-	5件

※審査会回数（採択件数は固定） テック系SU実証支援：最大2回

戦略的実証支援：4回

（6）企画・広報・その他

ア 令和9年度に向けた実証実験支援の企画

横浜が「実証実験都市」としてプレゼンスし有力なプレイヤーを呼び込むことができる実証実験支援の企画・立案・公募の補助を行う。また必要に応じて企画の説明会（セミナー等）を実施する。

イ 広報にかかる企画・検討及び実施

本事業全体を体系的な取組として広く発信し、対象企業に実証実験支援の環境が整う都市であることを訴求する。

ウ その他、委託施策等との連携

すべての業務を実施するにあたり、内容等について委託者及び横浜市の関係職員と十分に協議すること。特に次の本市事業等と十分に連携すること。

- (ア) テック系スタートアップ支援拠点「TECH HUB YOKOHAMA」
- (イ) 横浜市次世代起業人材育成拠点「YOXO BOX」
- (ウ) 公益財団法人横浜企業経営支援財団「IDEC 横浜」
- (エ) その他、横浜市経済局関連事業等
- (オ) 横浜市内の実証実験支援関連部局（共創フロント、YOKOHAMA Hack!等）

7 成果実施件数

指標	実施件数
テック系SU実証支援	6件
戦略的実証支援	5件

8 業務履行上の注意

- (1) 本委託業務は、横浜市契約規則によるほか、仕様書に基づき履行すること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに業務に着手し、履行期間終了日までに完了しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務における計算の根拠、資料等をすべて明確にしておかなければならぬ。
- (4) 仕様書の事業の目的、業務内容に記載の通り、市内経済波及に留意して取り組むこと。

- (5) 委託契約期間終了後も、本事業の目的が持続的に推進されるよう、中長期的な視点を持ち業務を履行すること。また、受託者は委託契約期間終了後、委託者又は委託者が指定するものに対する引継ぎ等を行うこと。なお、当該委託業務の引継ぎ等に関する費用は、受託者の負担とする。

9 事業の実施結果の報告

(1) 提出物

ア 内部報告用報告書冊子（A4版 簡易製本） 1冊

イ 外部報告用報告書冊子（A4版 簡易製本） 1冊

ウ その他関連資料 1部

※外部公表用はウェブサイト等で公表を行うための報告書。企業情報や実証実験等の事業内容等については、公表の同意が得られている情報のみを使って構成する。

エ 報告書の電子データ（USBメモリ等に記録したもの） 1式

オ その他業務関連資料（電子データ及び紙データ） 1式

(2) 記載事項

ア 報告書には委託者と協議のうえ、事業実績のほか事業の効果及び分析等をまとめる。

イ 報告書の作成にあたっては、支援スタートアップ、実証実験等への協力者（実証フィールドの提供者、連携・協業先など）等に対し、アンケートやヒアリング等を行い、本事業の効果が測定できるよう調査するものとする。

(3) その他

(1)、(2)のほか、委託者が必要と認める場合には業務の状況報告書等の求めに応じること。

10 条件、その他の仕様など

(1) 参考見積書の内訳

業務価格を上限として作成すること。

ただし、本事業は、横浜市の令和8年度一般会計予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする。

(2) その他の仕様

ア 実施体制

(ア) 受託者は契約締結後15日以内に本業務の実施体制及びスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。併せて、本業務に従事する者の構成（責任者を明記）及び勤務形態等を記した名簿を提出すること。

(イ) 実施にあたっては、実証実験等に係る調整業務の実績や知見、ノウハウを有する人材を配置すること。

イ 定例ミーティングについて

(ア) 履行期間中、委託者と受託者の定例ミーティングを月2回程度開催することとし、受託者は委託者と調整のうえ、議題の整理、日程調整、会場確保（オンライン含む）、資料準備等の会議運営事務及び議事録の作成を行うこと。

- (イ) 議題に応じて、採択者や実証実験等の協力者などの参加が必要な場合は、受託者が参加者の調整を行うこと。
- (ウ) 定例ミーティングの際に、受託者は、業務報告書（目標に対する進捗状況の報告、履行結果に対する分析、今後の対応等をA4版1~2枚程度で作成）を委託者へ提出すること。
- (エ) 定例ミーティングの場では、受託者は、事業効果を高めるためのアイデアや手法等の提案などを隨時行うこと。
- (オ) 定例ミーティングのほかに、本業務の進行に関して、受託者と委託者でミーティングが必要な場合は、隨時開催する。

ウ 守秘義務及び個人情報の保護

- (ア) 受託者は、業務実施上知りえた企業の情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって自ら利用し、他に漏らしてはならない。
- (イ) 受託者は、協力機関等へヒアリング等を行う場合に相手方から秘密保持契約等を求められた場合は、必要に応じて契約を締結することとする。
- (ウ) 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、電子計算機等処理による情報の取り扱いについては、横浜市の「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (エ) 委託者より提供される「個人情報保護研修」資料に基づき関係者の研修を実施する。
- (オ) 受託者は、公共事業の受託者として、特定の事業者・団体等に偏ることなく、中立・公正中立な立場から本業務の履行にあたること。
- (カ) 受託者は、本業務の履行に当たり、不当に、第三者より利益の供与を受け、又は利益の供与を求めてはならない。また、受託者は、第三者に対し、不当に、利益・便宜を供与してはならない。

エ 知的財産権の取扱いについて

- (ア) 本業務の成果物、本業務によって得られた情報や作成物（本業務の実施に伴いウェブサイトやSNSに掲載したコンテンツ等も含む）に係る知的財産権（著作権法27条及び28条に定める権利を含む。）は委託者及び受託者の両者に帰属するものとし、受託者は委託者に対して著作者人格権を行使しないこととする。
- (イ) 著作者が受託者以外の第三者である場合は、今後委託者及び受託者に対して著作者人格権が行使されないように措置すること。
- (ウ) 本業務において、支援を行うスタートアップが実証実験等に用いた技術やアイデア、試作品等の開発、実証実験等の実施及び効果検証によって得られた製作物、技術的なデータなどに発生する知的財産権等の権利は、本業務終了後においても、支援を行うスタートアップが事業化や成長発展していくために行使できるよう、受託者とスタートアップとの間で、知的財産権等の権利の帰属を整理し、書面を取り交わしておくこと。
- (エ) 受託者は、本業務の委託費を財産の取得にあたる経費に用いてはならない。

オ 損害賠償

本業務中に生じた諸事故や、第三者に与えた損害については受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

カ その他留意事項

- (ア) 全ての関係書類は、本業務終了後、5年間保存すること。また、本業務終了後5年以内に、本市・他の行政機関等が行う会計検査等の実施があった際には証拠書類の提出や調査に協力すること。
- (イ) 本業務の一部を契約者以外の第三者に委託する場合には、書面により委託者の承諾を得ること。
- (ウ) 受託者が交代することとなった場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。

11 委託料の支払い

委託料は、受託者が成果物及び委託完了届出書を委託者へ提出後、委託者が検査確認した後支払うものとする。

12 契約時の仕様書の確定

契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、委託者と受託者との間で協議を行い、詳細な仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。

本資料の内容は、「令和8年度実証実験支援事業業務委託」の公募型プロポーザル参加者公募のため
に令和7年12月22日時点の情報として作成したもので、今後内容は変更する場合があります。

令和8年度横浜市テック系スタートアップ等実証実験等助成金の概要について

1 目的

革新的なビジネスアイデアを有し、大きな成長を志向するテック系スタートアップが、技術的な実現性や市場ニーズへの合致性等を確認し、次の成長ステージ（資金調達・ビジネスマッチング等）につなげるため、横浜市内をフィールドとして実施する実証実験等に必要な経費を助成します。

2 申請対象者

- ・テック系分野の製品やサービスの技術的な実現性やビジネス価値を確認し、次のステップ（実証実験や本格導入）につなげるための実証実験等（実証実験の前提となる調査・開発等を含む。）を横浜市内等で実施することを希望するスタートアップ（※）
(※) 本助成金において対象とするスタートアップとは、
 - ・「イノベーションや新たなビジネスモデルの構築、新たな市場の開拓により、創業から短期間で急成長を目指す企業」かつ、法人設立後概ね5年未満の企業とする。
 - ・本社所在地が市外のスタートアップの場合は、令和9年3月31日までに横浜市内に事業拠点を設置することを要件とする。

3 「令和8年度実証実験支援事業業務委託」との関係

- ・本助成金を活用した、スタートアップを対象とした実証実験等支援の実施にあたり、業務説明資料6「テック系SU実証支援」の業務を行っていただきます。

4 概要

助成率	実証実験等にかかる経費の2／3以内
対象分野	<ul style="list-style-type: none">・IT技術の発展形としてのAI、ロボティクス、電子機器、半導体、量子・ライフサイエンス技術を活かしたバイオテクノロジー、医療機器・その他、新素材・エネルギー、環境、航空宇宙など新技術や科学的知見が実装可能な分野
上限額	200万円
対象事業	上記の対象分野で、新たな製品・サービス等の技術的な実現性やビジネス価値を確認し、次のステップ（実証実験や本格導入）につなげるための実証実験等
交付件数 (想定)	6件程度
スケジュール (想定)	公募期間：4月～5月上旬 審査・交付決定：5月中旬～6月上旬 ※採択件数が6件に達しない場合、秋ごろに第2弾の審査を実施予定。 実証実験等実施・伴走支援期間：6月下旬～2月末

※交付決定は横浜市が行います。